

学校生活のきまり

1 登校について

- (1) 全員徒歩通学を原則とする。原則以外の時（自転車通学等）は、届け出て許可を得る。
- (2) 自転車通学者はヘルメットを着用することとする。
- (3) 朝は制服で登校し、8：10には入室、着席。8：15以降の入室は遅刻とする。
- (4) 登校したら校内服に着替える。
- (5) 欠席や遅刻の場合には、8：10までに保護者がさくら連絡網で連絡する。
- (6) 早退の場合には、学校から保護者へ連絡し、迎えを依頼する。生徒のみで帰宅した場合は、帰宅後に学校に連絡をする。
- (7) 学校外でのトラブルがあった場合、速やかに警察へ届けるとともに、学校にも知らせる。

2 服装について

- (1) 登下校は本校指定の制服とする。ただし、部活動終了後の下校については校内服も可とする。
- (2) 雨で制服が濡れてしまう場合は、校内服での登校も認める。また、気温等により制服登下校に支障がある場合は、校内服での登校を認めることもある。
- (3) 通学靴…体育の授業に適した運動靴（スニーカーのようなソールが平らなものは除く）
- (4) 上靴……本校指定のものを使用し、体育館シューズと兼用とする。
- (5) 靴下……単色「白・黒・紺・灰色」を基調とする。
- (6) 校内服…本校指定のジャージ、ハーフパンツ、体操服を使用する。
- (7) 儀式・テストは制服で参加する。
- (8) 以下の場面は、指定の制服を着用する。
冬服・・・入学式・1学期始業式・2学期終業式・3学期始業式・修了式・卒業式
夏服・・・1学期終業式・2学期始業式
※三翔発表会では気候を踏まえて、夏服もしくは冬服の制服を指定する。
- (9) 防寒具については、スクールコート、もしくは部活動で使用しているウインドブレーカー等を基本とする。

3 頭髪等について

- (1) 頭髪等は公の場で清潔感を保ち、不快感を与えないものにし、染髪等をはじめ過剰な加工はしない。
- (2) 安全面かつ清潔感を保ち、活動に支障がないようにしぼる等の工夫をする。

4 持ち物について

- (1) 雑誌、菓子、携帯電話、装身具等、学校生活に不必要なものの持ち込みは禁止する。
- (2) 危険物（カッターナイフ、先のとがったはさみ等）の持ち込みは禁止する。
- (3) 持ち物には記名する。

5 その他

- (1) 今後も生徒とともに、継続的に見直しを実施していく。